

学校における金融経済教育について

✓成年年齢の引き下げやキャッシュレス化の進展などを受け、児童生徒がその発達段階に応じて、金融経済に関する基本的な仕組みや考え方を身に付けることの重要性が高まっている。

現行の学習指導要領における関連内容の例

○小学校

<家庭科>

- 買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること
- 売買契約の基礎について触れること

○中学校

<社会科>

- 金融などの仕組みや働きを理解すること
- 個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現すること

<技術・家庭科（家庭分野）>

- 計画的な金銭管理の必要性について理解すること
- クレジットなどの三者間契約についても扱うこと

○高等学校

<公民科（政治・経済）>

- 金融の働きと仕組みについて、現実社会の諸事情を通して理解を深めること

<家庭科（家庭基礎）>

- 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度などに関連付けて考察すること
- 将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた対応などについても触れること

他省庁等との連携

- 金融庁等において、金融経済教育に関する教材の作成や講師派遣、教員向けセミナーや解説動画の情報発信等を実施。

★ 高校生のための金融リテラシー講座



<金融庁HP>



<金融庁講師派遣>



- 令和5年11月、金融商品取引法等の一部が改正。金融経済教育を一層推進するため、新たに「金融経済教育推進機構」が設立予定。
- 「金融経済教育推進機構」は、来年度より稼働予定。これまで金融庁等が取り組んできた業務を集約のうえ、新たに教材・コンテンツの充実や講師派遣等に取り組む。